

令和５年度第１回秋田県社会福祉審議会
保育所専門分科会について

１ 日時 令和６年３月１８日（月）１５時から１５時５０分まで

２ 場所 オンライン（Webex）

３ 出席委員

石垣正子委員、大友潤一委員、佐藤可奈子委員、菅原清香委員
須田広悦瀬委員、瀬尾知子委員、田中力久委員

４ 議事概要

・諮問第１号 保育所の設置認可について

諮問	認可権者	所在地	施設名称	審議結果
第１号	潟上市長	潟上市	ニチイキッズでと 保育園	認可すべきもの

・報告第１号 県条例の改正について

秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例
（平成二十五年秋田県条例九十三号）の改正について

詳細は、別紙議事要旨のとおり

別紙

令和5年度 第1回秋田県社会福祉審議会保育所専門分科会議事要旨

1 日 時 令和6年3月18日（月） 15時から15時50分まで

2 場 所 オンライン（Webex）

3 出席者

（委員・臨時委員）

石垣正子委員、大友潤一委員、佐藤可奈子委員、菅原清香委員、須田広悦委員、
瀬尾知子委員、田中力久委員

（事務局）

秋田県教育庁幼保推進課

新号課長、安田調整・企画チームリーダー、井上指導チームリーダー、
鈴木主査、栗田主査

4 概 要

（1）開会

（2）事務局長あいさつ

◎事務局長（秋田県教育庁幼保推進課 新号課長）

本日の会議は、今年度、初めての開催となります。後ほど、出席される委員の皆さまを御紹介させていただきますが、昨年任期途中で退任された3名の委員に代わりまして、新たにご就任いただきました、佐藤委員、須田委員、田中委員にご参加いただいております。本日は、よろしくお願いいたします。

さて、最近の保育に関する動向を少しお話しさせていただきます。国では、昨年12月に閣議決定した「こども未来戦略」を踏まえ、安心して子どもを預けられる体制整備を急ぐため、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児の職員配置基準について、本年4月1日より改善するとして、先週の3月13日に関係省令等の改正を行っております。

本日の会議では、この省令等の改正を受けまして、今後改正を予定する「秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例」の改正内容等について御報告をさせていただくことにしております。

また、本年4月1日からは、保育士特定登録取消者管理システムの運用が始まります。児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者をデータベース化し、保育士を任命・雇用しようとする施設・事業者は、このデータベースを検索して利用することが義務づけられます。

「こども誰でも通園制度」については、制度創設に向けて、国で試行的事業の全国的な展開を図っており、新年度からは、県内においても実施を希望するとして手を挙げた市町村があります。試行的事業は令和6年度までを予定しており、令和7年度には法律上制度化し、実施自治体数の拡充を図り、令和8年度からは法律に基づく新たな給付制度として、全自治体での実施を目指しております。

このように「こども未来戦略」に基づき、こども・子育て政策は大きな転換期を迎えており、保育現場の環境も大きく変化していくことになると思っております。県としましては、国の動向を注視しながら市町村と連携して、保育施策を一層推進してまいりたいと考えておりますので、委員の皆さまには、今後も御指導、御協力くださいますようお願いいたします。

本日の議事は、潟上市から諮問のあった同市内に新たに設置しようとする保育所の設置認可についてご審議をいただくことにしております。また、先ほど説明しました県条例の改正について御報告をさせていただきますので、委員の皆さまからは、それぞれの立場で忌憚のない御意見等をいただければ幸いです。本日は、オンラインでの開催となりますが、どうかよろしく願いいたします。

(3) 出席者紹介

事務局より、委員、潟上市職員及び事務局をを紹介する。

(4) 議事

事務局より定足数確認について報告する。

7名中7名の出席で、過半数の出席で定足数を満たしているため、秋田県社会福祉審議会運営要綱第6条第5項の規定により、本日の審議会が成立することを確認する。

【議事】諮問第1号及び報告第1号について、瀬尾会長の進行により審議を進める。

① 諮問第1号 保育所の設置の認可について（非公表）

② 報告第1号 県条例の改正について

◎議長（瀬尾会長）

それでは、続きまして、報告第1号について、事務局より説明を求めます。報告第1号の県条例の改正について説明をお願いいたします。

□事務局（秋田県教育庁幼保推進課 鈴木主査）

資料により説明。

◎議長（瀬尾会長）

ただいま事務局より条例の改正及び規定方式の変更についてご説明をいただきました。改正内容や規定方式についてご不明な点や、改正後の運用にあたっての御意見等がございましたら挙手をお願いいたします。

○須田委員

参酌基準について国で改正があった場合はそのまま、特に条例にあげず改正するというお考えでしょうか。

□事務局（秋田県教育庁幼保推進課 鈴木主査）

そのとおりです。

○須田委員

その場合、参酌する行為を行ったかどうか、どのようにして他の方々から見てわかるようにするのでしょうか。

□事務局（秋田県教育庁幼保推進課 鈴木主査）

現時点で内閣府令の改正があった場合に、従うべき基準であっても参酌基準であっても、それ以上の基準を設けようとする予定がありませんので、県独自基準がない場合と同じように事務を進めることになります。審議会には、報告事項としてご説明をさせていただき、御意見の聞き取り等行うこととなります。

○須田委員

現状でも参酌基準で国の省令以上のものを定めている部分があると思いますが、今後もしも国の内閣府令で参酌基準の見直しがあった場合も、それはそのまま参酌する行為を行わないでこのままとなるということでしょうか。

□事務局（秋田県教育庁幼保推進課 新号課長）

参酌基準が改正で示された場合、県としても検討しまして、それ以上の基準を設けると判断した場合、県独自基準の制定がある場合の流れに従って進めていきたいと思っています。

○須田委員

今の流れのままだと、参酌する行為を行ったかどうかかわからないと思います。参酌基準であったとしても県として、内閣府令が適当であるという判断をしたかどうかは、どのように伝えるのでしょうか。

◇説明者（課長）

その場合、県独自基準がない場合として審議会にも御報告しますので、参酌基準以上のものを設けることにならなかった理由を添えて報告したいと思っています。

○須田委員

わかりました。

◎議長（瀬尾会長）

ありがとうございました。他に御意見等ございますか。よろしいでしょうか。ただいま須田委員から参酌基準の改正についての御意見が出されて、県独自の基準がない場合の、参酌したことがわかるよう報告がある旨の説明がありました。ただいま出された意見等について、このあと、事務局において改正手続きを進める中で、配慮していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

これで本日の議事は終了しましたので、進行を事務局へお返しします。

（５）その他

事務局からの事務連絡を伝えた。

（６）閉会

以上

県条例の改正について
(秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例)

令和 6 年 3 月 1 8 日
秋田県教育庁幼保推進課

1 内閣府令等の改正に伴う職員配置基準の改正について

(1) 改正内容

- ・満三歳以上満四歳に満たない幼児 20 人につき 1 人以上→15 人につき 1 人以上
- ・満四歳以上の幼児 30 人につき 1 人以上→25 人につき 1 人以上

(2) 適用時期

- ・内閣府令等の改正に伴い、県の条例が改正されてから適用される。
- ・条例が改正されるまでは、現行条例の基準が適用される。
- ・ただし、当分の間（改正条例施行後であっても）、保育士配置に難がある場合に適用しない特例措置が設けられる。

2 条例の規定方式の変更に伴う改正について

(1) 変更の概要

- ・これまでは、県条例の基となる内閣府令等が改正されることに伴い、県条例も改正していた。
- ・条例の規定方式を変更し、県条例で内閣府令等と同じ基準とすることを規定することにより、内閣府令等の改正に伴う県条例の改正を省略する。
- ・この規定方式の変更に伴い、県独自基準のみを条例に明記することにより、内閣府令等の基準と県独自基準の明瞭化を図る。

※保育所基準条例に加え、幼保連携型認定こども園基準条例及び認定こども園の認定要件条例についても同様に変更を予定している。

(2) 変更によるメリット

- ・内閣府令等の逐条解説の利用が可能となるなど、利用者の利便性が向上する。
- ・内閣府令等に従う基準と県独自基準の書き分けにより、県独自基準が分かりやすくなる。
※必要に応じ、内閣府令（保育所関係を抜粋）＋県独自基準をまとめた資料の提供を予定
- ・改正に伴う通知文書（県から市町村・施設へ）が少なくなるなど、事務量の縮減も見込める。

3 改正時期

- ・令和 6 年 6 月県議会に改正条例案を提案し、議決後の公布及び施行（7 月中）を予定。
※内閣府令等の規定により、県条例は令和 7 年 3 月 31 日までに改正することになっている。

4 条例改正後の事務（内閣府令等の改正があった場合）

- ・県独自基準（内閣府令等以上の基準）の制定がある場合
→条例改正前に関係団体との協議を経て、審議会へ諮問のうえ、改正条例案を県議会へ提出。
- ・県独自基準がない場合
→審議会には内閣府令等の改正内容を報告し、運用面における意見等を聴取する。
→県条例の改正はないが、県独自基準を設けないことについてパブリックコメントを実施し、県議会へ報告する。

資料1 新旧対照表（保育所等の職員配置基準の変更について）

新	旧
（職員） 第十七条 略 2 保育士の員数の基準は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね<u>十五人</u>につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね<u>二十五人</u>につき一人以上とする。ただし、一の保育所につき二人を下回することはできない。	（職員） 第十七条 略 2 保育士の員数の基準は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね<u>二十人</u>につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね<u>三十人</u>につき一人以上とする。ただし、一の保育所につき二人を下回することはできない。

（特例措置）

保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の条例第十七条第二項の規定は適用しない。この場合において、改正前の条例第十七条第二項の規定は、条例施行の日以後においても、なおその効力を有する。

（内閣府令改正公布の遅れに伴う都道府県等条例改正の経過措置）

内閣府令の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、内閣府令が定める基準は、当該都道府県の条例で定める基準とみなす。

資料2 改正後条例案（イメージ）

秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例案

秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例

秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第九十三号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第四十五条第一項の規定に基づき、保育所の設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）を定めるものとする。

（用語）

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（設備運営基準）

第三条 設備運営基準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）（以下「府令」という。）第一章、第五章、第十二章及び附則並びに児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成十年厚生省令第五十一号）に定めるものをもって、その基準とする。この場合において、府令第四条第一項中「常にその設備及び運営を向上させなければならない。」とあるのは「設備及び運営についての水準を図るよう努めなければならない。」とし、府令第四条第二項中「低下させてはならない。」とあるのは「低下させないように努めなければならない。」とし、府令第六条中「訓練をするよう努めなければならない。」とあるのは、「訓練を行わなければならない。」とし、府令第十条第二項中「実施するよう努めなければならない。」とあるのは「実施しなければならない」とする。

（事故発生時の対応）

第四条 保育所は、入所している児童の処遇により事故が発生した場合は、直ちに、必要な措置を講ずるとともに、県、市町村、当該入所している児童の家族等に連絡をするとともに、講じた措置について記録しなければならない。

2 保育所は、入所している児童の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに、その損害の賠償をしなければならない。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 知事は、保育所における保育の質の向上を図るため、設備運営基準について検討を加え、当該設備運営基準の改廃を立案しようとするときは、あらかじめ、秋田県社会福祉審議会の意見を聴くものとする。

令和六年 月 日提出

秋田県知事 佐竹 敬久

理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の施行により、保育所の設備及び運営に関する基準について所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

資料 3 県独自基準について（秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例）

県条例（改正前）			国基準（内閣府令等）	
第一条 趣旨	趣旨		—	
第二条 一般原則	一般原則		—	
第1項			第二条 最低基準の目的	
第2項		設備及び運営についての水準の向上を図るように努めなければならない。	第四条 最低基準と児童福祉施設	最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。
第3項		低下させないように努めなければならない。	第2項	低下させてはならない。
第二条第4項～8項（略）				
第三条 非常災害対策	非常災害対策	訓練を行わなければならない。	第六条 児童福祉施設と非常災害	訓練をするよう努めなければならない。
第2項				
第三条の二 安全計画の策定等	安全計画の策定等		第六条の三 安全計画の策定等	
第三条の三 自動車を行運行する場合の児童の所在の確認	自動車を行運行する場合の児童の所在の確認		第六条の四 自動車を行運行する場合の所在の確認	
第四条～十四条（略）				
第十五条 事故発生時の対応	事故発生時の対応		★	独自
第十六条～二十条（略）				
附則1 施行期日	施行期日		—	
附則2 保健師等の配置	保健師等の配置		児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令平成十年厚生省令第五十一号）	
附則3 保育士2名配置の特例	保育士2名配置の特例		第九十四条	従うべき基準
附則4 幼稚園教諭等の配置	幼稚園教諭等の配置		第九十五条	従うべき基準
附則5 知事が認める者の配置	知事が認める者の配置		第九十六条	従うべき基準
附則6 保育士配置員数の最低基準	保育士配置員数の最低基準		第九十七条	従うべき基準
附則7 審議会への諮問	審議会への諮問		★	独自
規則第一条 趣旨	趣旨		—	
規則第二条 衛生管理等	衛生管理等		第十条 衛生管理等	
第1項			第1項	
第2項		実施しなければならない	第2項	実施するよう努めなければならない
第3項			第5項	
規則第三条 入所している児童及び職員健康診断	入所している児童及び職員健康診断		第十二条 入所した者及び職員の健康診断	
規則第四条 苦情への対応	苦情への対応		第十四条の三 苦情への対応 第1項	
規則第五条 事故発生時の対応	事故発生時の対応		★	独自
規則第六条～十条（略）				

県条例（改正前）の基準が、国基準と異なるもの

★ 国基準（内閣府令等）で規定されておらず、県独自基準として設けているもの